

農業用施設における保全作業に係る原材料等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業用施設を保全するために、地元関係者がその労力で維持管理作業を実施する場合における原材料等の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 農業用施設の維持管理を行っている団体。

(対象施設)

第3条 対象施設は、複数の受益者が利用する道路や水路等の農業用施設。

(支給要件)

第4条 市長は、前条の規定に適合する施設において、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、予算の範囲内で原材料等の支給を行うものとする。

- (1) 地元関係者がその労力で作業を実施する場合であること。
- (2) 原材料支給申請書が提出されていること。
- (3) 保全作業の実施内容に対する原材料等の種類及び数量が適正であること。
- (4) 回数は原則1団体、年1回とする。

(原材料等の種類)

第5条 支給できる原材料等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 真砂土
- (2) 目潰し碎石（ずり）
- (3) 木杭
- (4) 防護ネット
- (5) 土のう袋
- (6) その他農業用施設保全の内容により市長が特に認めたもの

(紛争の解決)

第6条 申請者は、作業の実施にあたり紛争が生じたときは、これを解決しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。